

# 東日本大震災に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置のお知らせ

平成 23 年度地方税法改正により、東日本大震災に伴う固定資産税及び都市計画税の軽減措置を適用することとされました。

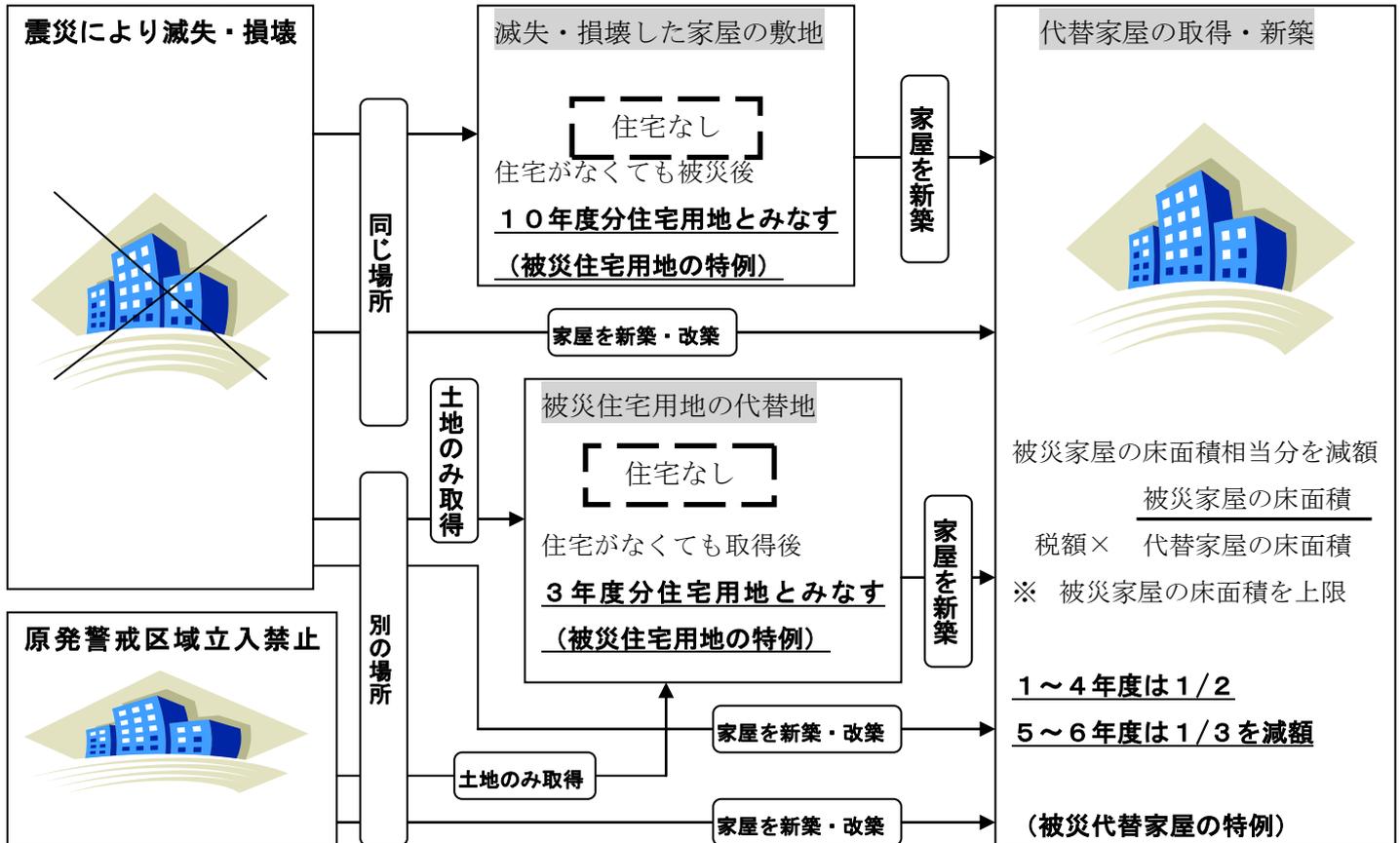
条件に該当すると固定資産税・都市計画税について軽減措置を受けられる場合があります。このほか、被災地で課税される固定資産税等についても、他の軽減措置に係る改正がありました。詳しくは資産の所在する市町村にお問い合わせください。

## □軽減措置の概要

- 1 **被災住宅用地** 東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地について、**平成 24 年度から平成 33 年度まで住宅用地とみなされます。**
- 2 **被災代替住宅用地** 被災住宅用地の所有者等が被災住宅用地の代替土地を平成 33 年 3 月 31 日までに取得した場合、代替土地のうち被災住宅用地相当分について、**取得後 3 年度分、住宅用地とみなされます。**
- 3 **被災代替家屋** 被災家屋の所有者等が被災家屋に代わる家屋を平成 33 年 3 月 31 日までに取得又は改築した場合、被災代替家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、**1～4 年度は 1/2、5～6 年度は 1/3 が減額されます。**
- 4 **原発代替資産** 原子力災害による警戒区域内資産について、警戒区域設定日から解除した一定期間を経過した日までに上記 2、3 と同様に代替資産を取得した場合も**みなす住宅用地・家屋の減額が適用されます。**

※住宅用地とは、住宅やアパートなどの敷地として利用されている土地について、その面積により小規模住宅用地と一般住宅用地に区分され税の軽減がされております。

## □軽減措置の適用イメージ



### 【対象者】

- ① 被災資産の所有者（共有物の場合はその持分を有する人を含む）
  - ※ 被災住宅用地は平成 23 年 1 月 1 日現在の所有者、又は同年 1 月 2 日から 3 月 10 日までに土地全部又は一部を取得した人
- ② ①の人から資産の全部又は一部を取得した相続人（その人の相続人含む）
- ③ 特例適用資産に同居するその人の三親等内の親族
- ④ ①、②が法人の場合の合併法人又は分割承継法人